

さぬきこどもの国島の子応援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島嶼部の児童にさぬきこどもの国を楽しんでもらい、児童に大型児童館の良さを体験する場を提供し、児童の健やかな成長に寄与するとともに、さぬきこどもの国の発展に資することを目的とする。

(対象)

第2条 香川県内の島嶼部に所在する保育所、幼稚園、小学校(以下「保育所等」という。)の児童とする。

(支援対象)

第3条 支援は、対象児童が所属する保育所等が実施するさぬきこどもの国を目的地とする遠足等であって、各保育所等に付き、原則年1回とする。

(支援内容)

第4条 支援は、バス借り上げ費又はフェリー航送費の2分の1以内とする。ただし、利用する車両1台当たり3万円を限度とする。

(手続き)

第5条 支援を希望する保育所等は、遠足等を実施しようとする日の3か月前までに申請書(様式3)をさぬきこどもの国に提出し、その承認を受けなければならない。

② 前項の承認を受けた保育所等は、遠足等の実施後2か月以内に請求書(様式4)により前項の承認された額をさぬきこどもの国に請求するものとする。

(交付)

第6条 さぬきこどもの国は、前条第2項の請求があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めたものについてすみやかに交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。